



連載開始にあたって

皆さん、こんにちは。

コンサルティング室は、今年1月に新たに開設された部署です。相続・事業承継、金融資産運用、損害保険・生命保険などの分野でお困りの事やお悩み事などのご相談に与らせていただいております。皆様には頼りにしておられるご相談先もお持ちとは思いますが、少しでもお役に立てればと思っております。

さて、今回からこの「コンサルティング室だより」では皆様のお役に立てる情報をお届けしていきます。連載物を中心にしながら、時々話題のテーマなどを織り交ぜていくつもりです。

では、最初のテーマとして「**家族信託**」を取り上げたいと思います。と言いますのも、テレビや新聞雑誌で取り上げられる事も多くなっているからです。

「家族信託」の時代背景

話題となっている時代背景としては高齢化があります。先日厚労省から発表された2016年の平均寿命は女性87.14歳、男性80.98歳でいずれも過去最高を更新しました。

長寿そのものは大変よい事なのですが、必ずしも「健康」で長生きしているとは限りません。言葉は悪いですが「簡単には死ねない」時代になっています。以前であれば助からなかった人も医療技術の進歩により命は救われたものの、何らかの障害を持ちながら生き続けることができるようになっていきます。その中の少なからぬ人が痴呆や脳の障害により「判断能力」が失われたままの状態です。判断能力がなければ一切の契約行為はできません。すると、その人の持っている財産はどうしようもなくなります。

そこで成年後見制度を使うということになります。ところが、この「成年後見」がなかなか使い勝手が良くないのです。どう使い勝手が悪いかの説明は別の機会にしますが、簡単に言うと手続きが大変で費用はかかるのに思いどおりにはできない、と言う事です。「じゃあ、そんな状態になる前になんとかできんと?」と思いますよね。あげてしまうとか。それもそうは簡単にはいきません。まだ元気な自分の物だし、税金の問題も出できます。

そこで登場するのが「信託」なのです。信託自体は新しいものではなく、皆さんも一度は耳にした事があると思います。投資信託、〇〇信託銀行などなど。でも、「信託」という言葉、わかりにくいですね。ものの本には「信じて託す」と書いてあります。これもなんとなくピンときません。実は、信託のセミナー等をしている土業の先生方と話していても、この説明に苦労すると皆さんおっしゃいます。

今回はこの「信託」の意味を私なりに解説しようと思います。

